

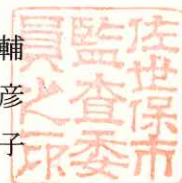
佐世保市監査委員公表第30号

定期監査の結果について

佐世保市監査委員監査基準に従い、定期監査を実施しましたので、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和7年11月14日

佐世保市監査委員	宮	崎	祐	輔
佐世保市監査委員	赤	瀬	隆	彦
佐世保市監査委員	井	上	友	子



都市整備部 分

監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

1 監査の種類 財務監査（定期監査）

2 監査の対象 都市整備部

都市政策課、住宅政策課、まち整備課、公園緑地課、建築指導課、
開発指導室、営繕課、地籍調査課

3 監査の期間 令和7年9月12日（金）～令和7年11月6日（木）

4 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。

5 監査の実施内容

令和7年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の結果

上記、記載のとおり監査した限りにおいて、収入事務、契約事務、財産管理事務につき、別記1のとおり改善を要する事項が見受けられた。その事項を除き、重要な点において、監査の対象となった事務は法令等に適合し、正確に行われていた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

7 指摘事項に対する所見

別記2のとおり

【指摘事項】（改善を要する事項）

1. 収入事務

- ① 市有財産一時貸付契約において、佐世保市財務規則第 66 条の 2 ただし書きで「…債権金額が…月額で定められているものにあつては毎月末日以前の日を納期限と定めるものとする。」と規定されているにもかかわらず、納期限が毎月末日より後の日付になっているものがあった。

（住宅政策課）

- ② 佐世保市白浜キャンプ場及び佐世保市烏帽子岳高原リゾートスポーツの里の使用料の徴収業務において、佐世保市財務規則第 85 条第 1 項で「…歳入の徴収又は収納の事務を指定公金事務取扱者に委託したときは、会計管理者に対し委託契約書の写を送付し、かつ…通知しなければならない。…」と規定されているにもかかわらず、会計管理者に通知等を行っていないものがあった。

（公園緑地課）

- ③ 自動販売機設置場所の貸付に係る賃貸借料において、佐世保市財務規則第 268 条の 2 第 1 項で「令第 171 条の規定による督促は、納期限後 20 日以内に文書を発して行うものとする。」と規定されているにもかかわらず、督促状を発していないものがあった。

（公園緑地課）

2. 契約事務

- ① 泉福寺住宅用地復元測量等業務委託契約において、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第 29 条第 1 項で「…契約保証金の納付は…契約締結期限までに行わなければならない。」と規定されているにもかかわらず、契約保証金を契約締結期限までに納付させていなかった。

（住宅政策課）

- ② 空家推定ツール導入及び運用業務委託契約において、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第 6 条第 7 項で「市内業者以外の者を指名するときは、別紙「市内業者以外の者を選定する理由書」（様式 1）を作成し、業者選定伺いに添付しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、様式 1 を作成せず業者選定伺いに添付していなかった。

（住宅政策課）

- ③ 佐世保市違反広告物除却推進運動業務委託契約において、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第 7 条第 4 項で「登録外業者を選定の対象とするときは、別紙「登録外業者を選定する理由書」（様式 2）を作成し、業者選定伺いに添付しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、様式 2 を作成せず業者選定伺いに添付していなかった。

（まち整備課）

- ④ 公園便所維持管理業務委託契約（単価契約）ほかにおいて、佐世保市文書規程第 18 条で「…契約…に関する起案文書は、すべて総務課長の審査を受けなければならない。ただし、常例的なもので総務課長が審査対象外に指定したものは、この限りでない。」と規定されているにもかかわらず、総務課長が審査対象外に指定していない業務委託契約に関する起案文書について、総務課長の審査を受けていなかった。

（公園緑地課）

- ⑤ 潜竜ヶ滝公園維持管理業務委託契約ほかにおいて、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第 7 条第 4 項で「登録外業者を選定の対象とするときは、別紙「登録外業者を選定する理由書」（様式 2）を作成し、業者選定伺いに添付しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、様式 2 を作成せず業者選定伺いに添付していなかった。

（公園緑地課）

- ⑥ 佐世保市地籍調査システム運用支援・保守業務委託契約において、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第 6 条第 7 項で「市内業者以外の者を指名するときは、別紙「市内業者以外の者を選定する理由書」（様式 1）を作成し、業者選定伺いに添付しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、様式 1 を作成せず業者選定伺いに添付していなかった。

（地籍調査課）

3. 財産管理事務

- ① 公印台帳（副本）において、佐世保市公印規則第 12 条第 2 項で「監守者は…公印台帳の副本を作製し、常に整理しておかなければならない。」と規定されているにもかかわらず、平成 26 年 4 月 1 日以降整理していなかった。

（まち整備課）

- ② 佐世保市文書規程第 18 条で「…指令…に関する起案文書は、すべて総務課長の審査を受けなければならない。ただし、常例的なもので総務課長が審査対象外に指定したものは、この限りでない。」と規定されているにもかかわらず、審査対象外指定文書の一部を変更している指令に関する起案文書について、総務課長の審査を受けていなかった。

（公園緑地課）

- ③ 備品において、佐世保市物品会計規則第 19 条で「物品管理者は、所管に属する備品の所管換をしようとするときは、物品所管換調書により出納員を経てこれを行わなければならない。」と規定されているにもかかわらず、所管換を行っていなかった。

（建築指導課）

【指摘事項に対する所見】

今回の都市整備部の定期監査指摘事項は12件で、令和5年度に実施した前回定期監査指摘事項3件から9件の増加となった。

1. 住宅政策課

誤った契約保証金の納付指導等は、本市の財務事務の信頼を大きく損なうものである。再発防止を徹底されたい。

また基幹要綱の改正を担当者、管理職とも認識せず誤った事務処理を行っている。庁内で発出される通知への遵守意識を高められたい。

- ・ 泉福寺住宅用地復元測量等業務委託契約において、契約保証金の納付は契約締結期限までに行わなければならないとされているのに納期限を設定しないまま納付書を発行し、その結果、納付が契約締結後ひと月以上経過してなされていたが、基幹要綱に反するという認識がない。
- ・ 佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱が「市内業者以外の者を指名するときは、別紙「市内業者以外の者を選定する理由書」（様式1）を作成し、業者選定伺いに添付しなければならない」と改正されているにもかかわらず、様式1を作成せず業者選定伺いに添付していない。

2. まち整備課

公印管理の不備が発見されており、特に人事異動時に行う課長の事務引継が形骸化していると思料する。厳格な管理を行われたい。

また基幹要綱の改正を担当者、管理職とも認識せず誤った事務処理を行っている。庁内で発出される通知への遵守意識を高められたい。

- ・ 公印について、「まち整備専用市長印」及び「佐世保市景観審議会会長之印」の2本を保有しており、監守者である課長は、異動時に公印台帳（副本）に新たな監守者名または公印取扱責任者名を記載しなければならないが、「佐世保市景観審議会会長之印」について、平成26年4月1日以降の監守者または公印取扱責任者の変更が記載されておらず、杜撰な管理となっている。
- ・ 佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱が「登録外業者を選定の対象とするときは、別紙「登録外業者を選定する理由書」（様式2）を作成し、業者選定伺いに添付しなければならない。」と改正されているにもかかわらず、様式2を作成せず業者選定伺いに添付していない。

3. 公園緑地課

多くの施設を管理運営することから関連業務が数多く存在することは理解するが、庁内ルールを逸脱することがあってはならない。再発防止を徹底されたい。

また基幹要綱の改正を担当者、管理職とも認識せず誤った事務処理を行っている。庁内で発出される通知への遵守意識を高められたい。

- ・管理施設（佐世保市白浜キャンプ場、佐世保市烏帽子岳高原リゾートスポーツの里）における使用料の徴収業務について、指定公金事務取扱者として会計管理者に対し委託契約書の写しを送付し、かつ通知しなければならないところ、会計管理者と決裁上の協議を行うことで済ませている。
- ・公園便所維持管理業務委託契約（単価契約）ほかにおいて、総務課長の審査が必要とされている業務委託契約に関する起案文書について総務課長の審査を受けていないこと、また、指令書において、審査対象外指定文書の一部を変更したにもかかわらず総務課長の審査を受けていないことは、担当者のみならず管理職のチェックが効いていない。
- ・佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱が「登録外業者を選定の対象とするときは、別紙「登録外業者を選定する理由書」（様式２）を作成し、業者選定伺いに添付しなければならない。」と改正されているにもかかわらず、様式２を作成せず業者選定伺いに添付していない。

４．地籍調査課

基幹要綱の改正を担当者、管理職とも認識せず誤った事務処理を行っている。庁内で発出される通知への遵守意識を高められたい。

- ・佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱が「市内業者以外の者を指名するときは、別紙「市内業者以外の者を選定する理由書」（様式１）を作成し、業者選定伺いに添付しなければならない。」と改正されているにもかかわらず、様式１を作成せず業者選定伺いに添付していない。

他部局の定期監査において繰り返し指摘がなされてきた事項と同様の不備が複数見受けられ、自己点検が十分ではなかったと言わざるを得ない。部内の庶務業務を一元化した効果を発現していくとともに、日常のリスク管理と内部統制の強化に十分留意すべきと考える。

以　上